

(5) 上 大 島 町 自 治 会 慶 弔 規 程 20010.3.07

(目 的)

第 1 条 この規程は、上大島町自治会の会員世帯に慶弔のあったとき、本会の意を表すための基準について定める。

(対 象 者)

第 2 条 この規程の適用対象者は、自治会員および会員と同居する親族（以下「会員世帯員」という。）とする。

2 賛助会員については、その都度三役会において決定する。

(弔 慰 金)

第 3 条 会員世帯員が死亡した場合は、5千円とする。

2 元自治会長並びに現役員本人が死亡した場合は、1万円相当の供物を供えるものとする。

3 賛助会員については、その都度三役会において決定する。

(災 害 見 舞 金)

第 4 条 会員世帯の居住する住宅が全焼した場合は、3万円とする。

2 会員世帯の居住する住宅が半焼した場合は、その程度により役員会が決定する。ただし3万円を超えることはできない。

3 会員世帯の居住する住宅が風水害その他の災害により重大な損害を受けた場合も前項に準じる。ただし地震等による広域災害の場合を除く。

(傷 病 見 舞 金)

第 5 条 本会の会務の執行に起因する会員世帯員の傷病死の場合は、その程度により役員会が決定する。

(敬 老 祝 品)

第 6 条 毎年度、別に定める「上大島町敬老会年齢別招待者規則」に基づき該当する者を、別に定める敬老会に招待するとともに、記念品を贈呈することができる。記念品等については役員会が決定する。

(規 程 の 改 正)

第 7 条 この規程の改正は、総会の議決により行う。

(そ の 他)

第 8 条 この規程にない事項については、役員会で協議のうえ決定する。

付 則

1 この規程は、交付の日から施行する。